研究会会則

第1章 総則

第1条(名称)

この研究会(以下「本会」という。)の名称は別紙会員制度説明書(以下「会員制度説明書」という。)第1項に規定する。

第2条(事務局)

本会の事務局は株式会社ヤマチマネジメント(以下「当社」という。)に置くものとし、当社が本会を運営する。但し、本会は第3条に定める目的で運営されるものとし、会員は、当社が会員に対して個別の提案及び助言、指導を行うものではないことを確認する。

第3条(目的)

本会は、この研究会会則(以下「本会則」という。)に従い本会に入会した法人(以下「会員」という。)における企業経営上の諸課題を共に研究することにより会員の振興に貢献し、併せて会員相互の懇話親睦を図ることを目的とする。

第4条(活動内容)

- 1. 本会は前条の目的を達成するため会員制度説明書第2項に規定した活動を行う。
- 2. 前項の活動において当社及び本会が提供するサービス(総称して以下「本件サービス」という。)の利用条件及び利用手続きについては、 会員制度説明書又は各提供サービスの利用規約等にて定める。

第2章 会員

第5条(会員)

本会への入会は法人単位とし、同一法人につき3名にアカウントIDを発行し、本件サービスを利用することができるものとする(この場合の会員単位を1口とする。)。但し、当社が特に認めた場合には、同一法人につき上記人数を超えて本件サービスを利用することができるものとする。なお、3名以降の追加アカウント発行については、会員制度説明書に定める研究会費を支払うものとする。

第6条(入会手続)

- 1. 入会希望者は、本会則及び会員制度説明書に同意した上で、所定の入会申込用紙に必要事項を記載し、当社指定の方法により当社 宛に申し込むものとする。当社は、当該申し込みを受理したのち、次 条に定める入会資格について審査をし、入会を認める者に対しての み、当社指定の方法により入会承認の通知をする。かかる承認の通知を受けた入会希望者は、承認通知を受領した後、研究会費を支払い、当社が入金を確認できた時点で本会の会員資格が付与され、本件サービスのすべてを利用できるものとする。
- 2. 当社は、会員が入会申込書に記入した情報、本会における会員の管理の過程において当社が取得した情報、及び会員の本件サービスの利用に関して当社が取得した情報に個人情報の保護に関する法律

- (平成15 年法律第57 号。その後の改正を含む。) において定義される「個人情報」が含まれている場合には、それらを当社個人情報保護方針に従い利用することができる。
- 3. 会員は、自己の責任において本研究会で利用するユーザーIDおよび パスワードを適切に管理するものとする。会員は、いかなる場合にもユ ーザーIDおよびパスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第 三者と共用することはできない。当社は、ユーザーIDとパスワードの組 み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのユーザーIDを登録している会員自身による利用とみなす。ユーザーID及び パスワードが第三者によって使用されたことによって生じた損害は、当 社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は一切の責任を 負わないものとする。

第7条(入会審査·資格)

- 1. 当社は、入会希望者が次に掲げる事由に該当する場合(但し、第5号に該当する場合を除き、会員においてすでに是正措置が講じられており、当社がその任意の裁量において適当と判断した場合を除く。)又はその他当社が入会を認めることが不適切と判断した場合は入会を承認しない。
- (1) 入会申込書に虚偽の記載があるとき
- (2) 過去に当社又は本会から取引中止、除名処分を受けた者であるとき
- (3) 自らの営業について行政庁(監督行政庁、消費者庁、独立行政法 人国民生活センター、消費生活センター、地方自治体等を含む)から免許取消、営業停止、その他の処分を受けたことがあることが判明したとき
- (4) 自らの営業に関して刑事事件として有罪の判決を受けたことがあるとき
- (5) 以下のいずれかの事項に該当する法人、団体、組織、及び個人(総称して以下「特定団体等」という。) に該当することが判明したとき
- ① 暴力団(その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。以下同じ。)
- ② 暴力団員 (暴力団の構成員をいう。以下同じ。)
- ③ 暴力団準構成員(暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者 又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど 暴力団の維持若しくは運営に協力し若しくは関与する者をいう。以下同じ。)
- ④ 暴力団関係企業(暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。)
- ⑤ 総会屋等(総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求め て暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を

与える者をいう。)

- ⑥ 社会運動等標ぼうゴロ(社会運動又は政治活動を仮装し又は標ぼう して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市 民生活の安全に脅威を与える者をいう。)
- ⑦ 特殊知能暴力集団等(上記①から⑥までに掲げる者以外の、暴力 団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団と資金的なつながり を有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。)
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 11年法律第 147号。その後の改正を含む。)に基づき処分を受けた団体に属していると合理的に判断できる者及びこれらの者と取引のある者
- ⑨ 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成 11 年法律第 136 号。その後の改正を含む。)に定める犯罪収益 等隠匿及び犯罪収益等収受を行い又は行っている疑いのある者及び これらの者と取引関係又は資本関係のある者
- ⑩ 公序良俗に反する団体又はその構成員若しくは関係先と合理的に判断される者
- ⑪ その他上記①から⑩までに準ずる者
- ② 上記①から⑪までに該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者
- ③ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する 者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- ⑤ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関 与をしていると認められる関係を有する者
- ⑥ 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に 非難されるべき関係を有する者
- 2. 当社が入会希望者の入会を承認しない場合であっても、その判断過程及び基準については、入会希望者に開示又は通知しないものとする。

第8条(変更)

会員は、入会申込用紙の記載事項に変更が生じた場合は、変更が生じた日から2週間以内に当社に届け出るものとする。届け出を怠ったことによる不利益について、当社及び本会は責任を負わない。

第9条(会員特典)

- 1. 会員は、本会への入会期間中、会員制度説明書第3項に規定した特典を受けることができる。
- 2. 前項の規定にかかわらず、会員が本会則に定める会費の支払をしない場合には、当該会員は、当該会費の対象となる期間中、別紙会員制度説明書に記載のある会員特典を受けることができないものとする。

第 10 条(知的財産権の帰属)

1. 本件サービスの提供の過程において当社が作成し会員に提供した著作物(以下「本件著作物」という。)に係る著作権及び本会の運営の過程において生じた発明、ノウハウその他の知的財産権は、すべて当社に帰属する。但し、いかなる場合にも、当社は会員に対して本件著

- 作物及び特定の知的財産権に係る情報を提供する義務を負うものではない。
- 2. 会員は、当社の事前の書面による承諾がない限り、有償又は無償を 問わず、複製、公衆送信等、口述、頒布、譲渡、貸与その他いかなる 手段によっても、本件著作物を会員以外の第三者に提供することがで きない。
- 3. 本会則に従って会員が自己の事業のために内部的に使用する場合には、本件著作物の利用目的及び態様に照らし合理的と認められる範囲内の改変(加工、編集、切除など)並びに翻訳及び翻案をすることができるものとする。
- 4. 会員が、本会の活動に関連して自ら又は関連会社の取組事例、売上 実績その他の事業情報を説明する資料(個人情報を除き、以下「事 例資料」という。)を提供した場合には、当社は、当該会員の承諾を 要することなく、本会の運営及び当社におけるその他のサービス開発の ために、事例資料の改変(加工、編集、切除など)並びに翻訳及び 翻案をしてこれを利用することができるものとする。

第11条(秘密保持)

- 1. 会員は本会の入会中であると退会後であるとにかかわらず、本会の活動 (本件サービスを含む。)の過程において知り得た当社、他の会員、及びその他の本会関係者(視察ツアー先企業、セミナー講師、情報交換会参加企業、例会ゲストその他の関係者を含む。)の秘密情報(一般に公開されていない情報及びこれらの者が通常一般に開示されることを望まないものと合理的に認められる情報をいう。また、事例資料に含まれる情報は秘密情報とみなす。)を第三者に開示、漏洩せず、又は本会の目的以外に使用してはならない。
- 2. 会員は、本会の目的を達成するために必要な範囲内で会員の役員及び従業員に対し、前項の秘密情報を開示することができる。この場合、会員は、当該役員及び従業員に対しても会員と同様の守秘義務を負わせるものとし、当該役員及び従業員からの情報漏洩に関する全ての責任を負う。

第12条(保証制限)

- 1. 当社は、本件サービスに事実上または法律上の瑕疵(安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。)がないことを明示的にも黙示的にも保証するものではない。
- 2. 当社が本件サービスの提供の過程において会員に本件著作物その他の資料を提供した場合でも、当社は、当該資料について、その内容の特定目的適合性、適法性及び一定の効果を保証するものではないことを会員はあらかじめ確認する。
- 3. 会員はすべて自己の判断と責任において事業活動を行うものであり、 本会において入手した情報を利用して事業活動を行ったことに関して、 対外的に生じたいかなる紛争も会員の責任と費用負担で解決するも のとする。
- 4. 当社又は会員は、他の会員に対して、本会のテーマに関連して協力会 社等を紹介することがあるが、その義務を負うものではなく、かつ他の会 員に対して当該協力会社等について何らの保証をするものでもない。よ

- って、他の会員は、当社又は会員から協力会社等を紹介されたとして も、自らの責任において取引に入るか否かを判断するものとし、協力会 社等との紛争について当社、本会及び紹介した会員に対して何らの請 求もしないものとする。
- 5. 当社は本件サービスの提供に関して、会員と他の会員または第三者と の間において生じた取引、連絡、または紛争等について一切責任は負 わないものとする。

第13条(会員資格の期間)

- 1. 会員資格の有効期間は入会日から満1年間とする(以下「会員年度」という。)。但し、会員が期間満了日の1か月以上前に当社に対して退会通知書面を提出しない限り、会員資格はさらに同一条件にて1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 2. 会員が会員資格を更新する場合には、当社から発行される請求書に基づき更新後の会員年度(以下「更新会員年度」という。)に係る年会費(別紙会員制度 説明書第4項と同額)を当該請求書受領後、当社指定の期日までに支払うものとする。

第14条(禁止行為)

- 1. 会員は、本会の入会中以下の行為をしてはならない。また、当社は会員が以下の行為を行い又は行うおそれがあると判断した場合、会員資格の停止、消滅、損害賠償請求、又はその他適当な措置を講じることができる。
- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 本件サービスの内容等、本件サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為
- (3) 本件サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為
- (4) 当社、本会、他の会員に関する個人情報等を収集または蓄積する 行為
- (5) 不正な目的を持って本件サービスを利用する行為
- (6) 当社、本会、他の会員、又は第三者の権利を侵害する行為
- (7) 当社、本会、他の会員、又は第三者を誹謗中傷し、手段の如何に かかわらず名誉もしくは信用を棄損する行為
- (8) 当社、本会、他の会員、又は第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- (9) 当社が承諾しない、本件サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
- (10) 本会の運営を妨害するような行為
- (11) 前各号に規定する他、法令(法律、規則、命令、条例、通達、行政ガイドライン等を含む。)、本会則、本会則以外の本会の運営ルール又は会員制度説明書の義務に違反する行為
- 2. 会員が他の会員又は第三者との間で紛争となった場合には、当該会員は自らの費用と責任において当該紛争を解決しなければならない。かかる紛争において当社が他の会員又は第三者から何らかの請求又は法的措置を講じられた場合には、当該会員はその費用負担において当社を防御し、当社が金銭的負担を余儀なくされた場合にはこれを補償する。

第15条(退会)

- 1. 会員は、会員年度の期間中に本会を退会することができないものとする。
- 2. 退会を希望する会員は、退会希望月の 1 か月前までに、当社所定の 退会届を、当社指定の方法にて当社に提出しなければならないものと する。

第16条(会員資格の喪失)

- 1. 会員において次の各号に該当する事由が生じたときは、当社は当該会員に対して何ら催告をすることなく当該会員の会員資格を将来に向かって消滅させることができる。
- (1) 第7条第1項各号のいずれかの事由に該当した場合
- (2) 第14条各号のいずれかの事由に該当した場合
- (3) 支払停止又は支払不能の状態となった場合
- (4) 自ら振出し又は裏書した手形又は小切手が不渡りとなった場合
- (5) 差押、仮差押、仮処分等(税務当局による保全差押を含む)の保 全命令又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) 会員が、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、 又は特別清算開始の申立てを行い又は第三者からそれらの申立てを 受けた場合
- (7) その他経営状態が悪化したとき又は悪化する恐れがあると認められる場合
- 2. 第 10 条乃至第 12 条、第 19 条及び第 20 条の規定は、会員が 退会した後においてもなお有効に存続する。

第3章 権利等

第17条(会費)

- 1. 会員は、第6条に定める入会承認通知を受領したとき及び会員資格を更新するときは、速やかに当社に対して、別紙会員制度説明書第4項に規定された条件で年会費を支払う(振込の場合、振込手数料は会員の負担とする)。
- 2. 会員資格の有効期間中に租税関連法令の改正により消費税等の税率が変更された場合には、年会費等に係る消費税額も自動的に変更されるものとする。
- 3. 当社は、会員が既に支払った会費その他の拠出金は理由の如何を問わず返還しない。ただし、第15条2項に基づき退会する場合を除く。

第18条(権利譲渡)

当社の事前の書面による承諾のない限り、会員は、本会の会員資格及び本会の入会に基づき取得した権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡、 貸与し、又は担保に供してはならない。

第4章 準拠法及び管轄

第19条(準拠法)

本会則は、日本法を準拠法として解釈・適用されるものとする。

第20条(協議及び管轄裁判所)

本会則又は本件サービスに関連して当社と会員又は会員間において紛争 が生じた場合は、関係当事者間で誠意を持って協議するものとする。協議 をしてもなお解決できず司法的解決を図る場合には札幌地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

第5章 雑則

第21条(本会則の変更)

- 1. 当社は、会員制度説明書の条件を含む本会則の内容を変更する必要があると認めた場合には、適宜変更することができるものとする。この場合、当社は、変更の内容および変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに、当社のウェブサイトの画面上等で掲示するなど当社所定の方法で、当社から参加者に対して告知するものとする。
- 2. 当社がこの手続に従って通知又は告知したにもかかわらず、当社が定める期限までに会員が当社に対して不同意の意思を表明しなかった場合には、当該会員は、当該変更について同意したものとみなす。
- 3. 本規約の変更は当社の定めるところによるものとし、その効力はすべての個別研究会の参加者に及ぶものとする。

第22条(本件サービス及び個別研究会等の延期等)

- 1. 当社は、以下のいずれかの事由が生じた場合、会員に事前に通知することなく、本件サービスの全部もしくは一部の提供を制限、停止または中断でき、個別研究会等の開催について延期または開催方法の変更、あるいは中止をすることがある。
- (1) 本件サービス提供のための設備や個別研究会等に用いる設備等の保守や更新を定期的に、または緊急に行う場合。
- (2) 本件サービス提供や個別研究会等の実施に必要なコンピュータまたは 通信回線が事故により停止した場合。
- (3) 会社が利用している第一種電気通信事業者もしくは第二種電気通信事業者または会社が契約しているサービス提供会社の設備等の保守や更新を定期的に、または緊急に行う場合。
- (4) 参加者からのアクセスが輻輳するなど、システムの容量を超える利用が なされた場合。
- (5) 地震、落雷、火災、停電、噴火、洪水、津波または天災などの不可 抗力により、本件サービスの提供や個別研究会の開催ができなくなっ た場合。
- (6) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議、疫病、政府機関または地方自 治体からの要請、指示または命令等により本件サービスの提供や個別 研究会の開催ができなくなった場合(政府機関または地方自治体か ら任意での開催自粛を求められた場合を含む)。
- (7) その他、当社が運用上または技術上、本件サービスの提供や個別研究会の実施が困難であり、停止、または中断、延期または中止が必要と判断した場合。
- 2. 当社は、前項各号のいずれか、またはその他の事由により、本件サービスの提供の停止または中断、個別研究会が延期または中止となったとしても、それに起因して会員及び参加者が被った不利益や損害について、一切の責任を負わないものとする。

第23条(発効)

本会則は2023 年1月1日より効力を生じるものとする。

会員制度説明書

1.研究会名称 **多角化経営戦略研究会 PEAKS(ピークス)**

2.研究会内容

- 企業経営上の諸問題の勉強並びに支援
- 企業経営に関するオンライン例会並びに講演会
- 会員の親睦を図るために必要な諸行事の運営
- その他上記に付帯する業務

3.特典

■対面企画(「山地章夫講演、ヤマチ視察ツアー」、「新入社員研修「フレッシャーズキャンプ」視察」等)へのご招待

(Regular・Premium 会員ともに 1 口 2 名様まで講演料無料、懇親会や実施に伴う費用は実費請求、 視察については上限枠数を超過した場合は抽選)

■当社が主催する有料サービス参加に対する会員価格適用

(Regular 会員: 一般価格より 20%オフ、Premium 会員: 一般価格より 50%オフ)

- ※一部サービスにおいては、一般価格が適用される場合もある
- ※「連邦・多角化経営実践塾」については、Premium 会員のみ会員価格適用可能
- ※「成長合宿 in 北海道」については、Premium 会員に限り1口につき1名様を無料でご招待 (研修会場までの交通費、札幌滞在中の宿泊費、懇親会費用等、実施に伴う費用は実費請求)
- ※会員特典は本研究会入会中に限り受け取ることができる
- ※オンラインでの例会等参加においては会員様ご自身の意思であり、機器のトラブル・視聴の可否については、 当方が責任を負うものではない
- ※対面企画については、最少催行人数に満たない場合は実施しない場合がある

4.会費

当社が発行する請求書に基づき、以下に規定する会費を当社が指定した銀行口座に一年間分一括前納するものとする(振込手数料は会員の負担とする)。

なお、更新手続きについては、更新月(更新日の月)の翌月3営業日に発行する請求書に基づき、 発行月末日までに以下会費を支払うものとする。

■ Regular 会員·Premium 会員

300,000円(税別)※月額 25,000円(税別)

※追加アカウント発行は1名につき50,000(税別)